

# 市議会のしおり

令和6年7月23日改訂版

周南市議会事務局

TEL (0834) 22-8503

## 1. 市議会と市長

わたしたちが住む周南市を、快適で住みよいまちにするためには、市民全員がいろいろな意見を出し合い、自分たちで判断し、このまちを運営することが大切です。しかし、市民全員が集まって、それを行うことは、実際にはできません。

そこで、選挙で市民の代表者を選び、市民に代わって大切な仕事をしてもらうことにしました。この代表者が、市議会議員と市長です。

市議会議員は、市議会を構成して、市民の意見を市政に反映させるため、市民生活のいろいろな問題をきめ細かく審議<sup>しんぎ</sup>し、それをどう処理すべきかを決めています。このため、市議会は「議決機関<sup>ぎけつきかん</sup>」と呼ばれています。

一方、市長は、市議会の決定に基づいて市政を進めていくことから、「執行機関<sup>しつこうきかん</sup>」と呼ばれています。

市議会と市長は、お互いの立場を尊重しながら、均衡<sup>きんこう</sup>を保ちつつ、ともに市政の発展のために活動しています。

## 2. 市議会のしくみ

### (1) 議員

市議会議員は、4年ごとに市民の皆<sup>みな</sup>さんの選挙によって選ばれます。

市内に住んでいる満25歳<sup>さい</sup>以上の選挙権のある人なら、だれでも立候補できます。

周南市議会の議員定数は30人です。

### (2) 議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、市議会のリーダーとして、①議場の秩序<sup>ちつじょ</sup>を保つ、②会議をスムーズに進める、③議会に関する事務の処理をするなど、多くの権限<sup>あた</sup>を与えられています。また、市議会を代表して、いろいろな会議に出席したり、他の機関と協議したりするなど、大変重要な役目を果たしています。

副議長は、議長と協力して会議をスムーズに進めるほか、議長が病気や出張などで不在のときに、議長の代わりを務めます。

### (3) 会派

自分たちの考えを市政に反映させるため、所属政党や、市政に対する考えや意見を同じくする議員が集まって会派が構成されます。

現在、8会派が構成され、議員活動が行われています。

### (4) 議会事務局

議会の仕事をスムーズに進めるために、事務局が設置されています。

事務局は、庶務<sup>しよむ</sup>・経理をはじめ、本会議・委員会の事務、会議録の作成、議員活動に関する調査研究と資料の収集などを行っています。

会 派	人 数	会 派	人 数
かがやき 輝	3人	公明党	4人
こうゆうかい 幸友会	3人	しこうかい 志高会	7人
市民の会	2人	自由民主党周南	4人
日本共産党	2人	未来ラボ	5人

### 3. <sup>みな</sup>皆さんと市議会

#### (1) <sup>せいがん</sup> <sup>ちんじょう</sup>請願・陳情

周南市が行っている仕事について、意見や要望があるときは、だれでも請願書や陳情書を議会に提出することができます。請願をするときは、市議会議員の<sup>しょうかい</sup>紹介を必要としますが、陳情の場合はその必要がありません。

請願は、各定例会の一般質問の初日までに受理したものが当該議会にはかられ、所管の委員会で<sup>しんさ</sup>審査された後、本会議で最終的に採択か不採択かが決められます。採択された請願は執行機関に送付されます。

また、周南市民から出された陳情のうち、①周南市が処理権限を有するもので、②各定例会の一般質問の初日までに受理し、③議会運営委員会において当該議会にはかることが決定したものについては、請願と同様に処理されます。それ以外の陳情については、<sup>ずいじ</sup>随時、全議員に正本の写しが配付されます。

#### \* <sup>せいがんしょ</sup> <sup>ちんじょうしょ</sup>請願書・陳情書の出し方

請願書、陳情書は、日本語で、願いの趣旨、提出年月日、請願・陳情者の住所（法人の場合は、法人の名称と所在地）を記載したものに、請願・陳情者（法人の場合は代表者）が署名または記名押印をし、これに紹介議員が署名または記名押印（陳情書には不要）をしたものを、議長あてに提出することになっています

なお、請願書・陳情書はいつでも受け付けています。

請願書・陳情書書式例は周南市議会のホームページからダウンロードできます。

【書式例】 令和 年 月 日

周南市議会議長あて

請願者の住所

請願者の氏名 (印)

紹介議員の氏名 (印)

(件名) ……に関する請願

1 請願の事項

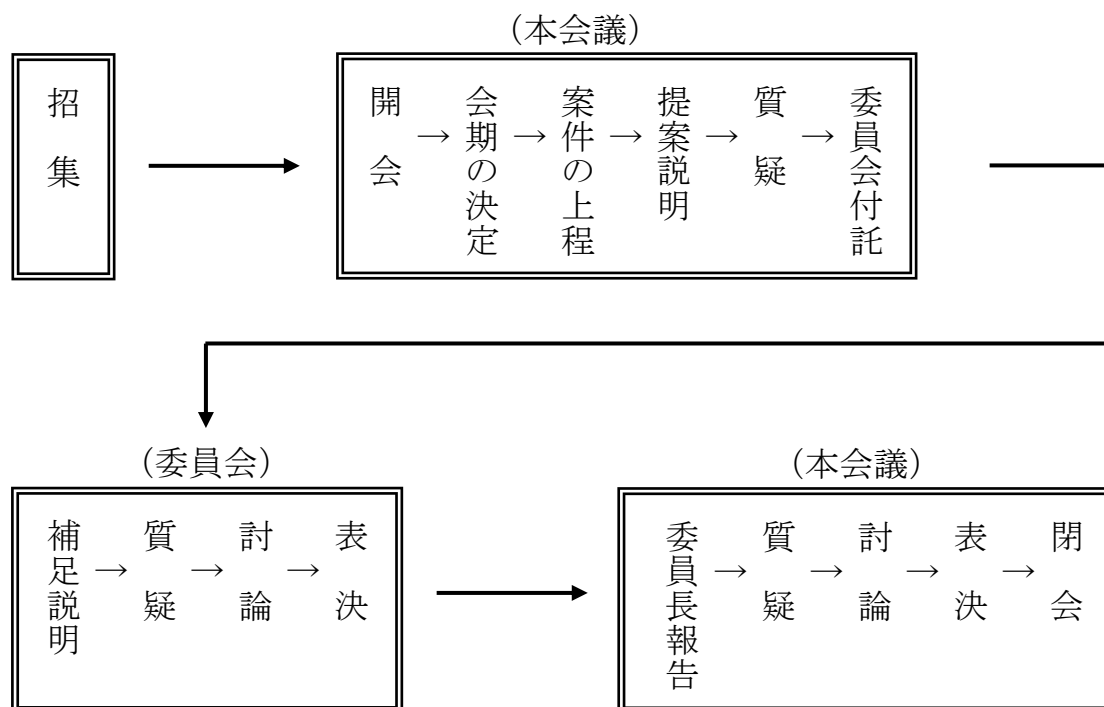
2 請願の理由

……………

## (2) よく使われる議会用語

- \* 会期…議会の会議が行われる期間（開会から閉会まで）をいいます。
- \* 議案…議会の議決を必要とする案件をいいます。議案には、市長から提出されるものと、議員から提出するものがあります。
- \* 質疑…議案などについて、不明確な点や詳しく知りたい点を提出者に問いただすことをいいます。
- \* 一般質問…議案に関係なく、市政全般について市長など執行機関の考え、方針を問いただすことをいいます。
- \* 委員会付託…議案などをより慎重に、専門的・能率的に審議するため、それぞれ担当の常任委員会や特別委員会に審査を任せることをいいます。
- \* 討論…議案などについて、議員それぞれの立場から、賛成・反対の意見を述べることをいいます。
- \* 表決…議案などについて、議員それぞれの立場から、賛成・反対の意思を明らかにすることをいいます。
- \* 議決…議案などについて、賛成・反対のどちらかに、議会の意思が決まることをいいます。
- \* 採択・不採択…請願・陳情について、それを肯定する議会の意思決定を「採択」、否認する決定は「不採択」といいます。

## (3) 市議会の開会から閉会までの流れ



## 4. 市議会の傍聴<sup>ぼうちょう</sup>

本会議は一般に公開されており、どなたでも自由に傍聴することができます。市議会議員の活動や市政への理解を深めるために、ぜひお越しください。

★ 傍聴される人は、次のことを守ってください。

- (1) 議場における言論に対して拍手<sup>はくしゅ</sup>その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論<sup>だんろん</sup>し、放歌<sup>ほうか</sup>し、高笑<sup>こうしょう</sup>しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻<sup>わんしょう</sup>、腕章<sup>わんしょう</sup>の類をする等示威的<sup>しいてきこうい</sup>行為をしないこと。
- (4) 飲食<sup>また</sup>又は喫煙<sup>きつえん</sup>をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁<sup>はな</sup>な行為<sup>ふていさい</sup>をしないこと。
- (6) 携帯電話<sup>けいたい</sup>その他の情報通信に関する機器の電源を切ること。
- (7) 議場の秩序<sup>ちつじょ</sup>を乱し、又は会議<sup>ぼうがい</sup>の妨害<sup>ぼうがい</sup>になるような行為をしないこと。

## 5. 市議会の運営

### (1) 議会の開催<sup>かいさい</sup>

議会はいつも開かれているわけではなく、定期的または必要に応じて開かれます。定期的に開かれる会議を定例会、必要に応じて開かれる会議を臨時会といいます。定例会も臨時会も市長が招集します。

周南市の定例会は、3月・6月・9月・12月の年4回開かれることになっています。

### (2) 本会議

本会議は、議案などを審議<sup>しんぎ</sup>したり、議会の最終的意思を決めたりする会議で、原則として、議員の半数以上の出席がなければ開くことができません。

市長が議案について提案理由を説明したり、議員が議案や市の事務などについて質問したり、意見を述べたりするのもこの会議です。

### (3) 委員会

市議会を取り扱<sup>あつか</sup>う問題は、数が多く、内容も幅広い分野<sup>はばひろ</sup>にわたっています。そこで、これらをいくつかの部門に分けて、専門的・能率的に審査<sup>しんさ</sup>するために委員会を設けています。委員会には、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会があります。

### (4) 所管事務調査<sup>しよかんじむちょうさ</sup>

常任委員会では、その所管に属する事務について自主的に調査を行う権限を有しており、これを所管事務調査といいます。

議会の活動は、原則として定例会の会期中に限られますが、所管事務調査の閉会中の継続調査の対象とされた事件については、閉会中でも継続して調査が行われます。周南市議会では、積極的に所管事務調査を活用しており、閉会中でも常任委員会を開催しています。

### 【常任委員会】

常任委員会は、議会に設置されている委員会で、行政事務の調査、条例などの議案、請願・陳情の審査を行います。

周南市議会には、5つの常任委員会が設置されており、議員は予算決算委員会、議会だより編集委員会を除くいずれかの委員会に属することになっています。

委員会の名称と所管事項は次のとおりです。

委員会名	定数	所管事項
企画総務委員会	10人	総務部、企画部、財政部、地域振興部、文化スポーツ観光部、会計管理者、ボートレース事業局、消防機関、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)
教育福祉委員会	10人	福祉部、こども未来部、健康医療部及び教育委員会の所管に属する事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)
環境建設委員会	10人	環境生活部、産業振興部、建設部、都市整備部、上下水道局及び農業委員会の所管に属する事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)
予算決算委員会	13人	予算及び決算に関する事項
議会だより編集委員会	8人	議会だよりの編集に関する事項

### 【特別委員会】

特定の問題について審査するため、必要に応じて特別に設けられる委員会で、その問題の審査または調査が終了すれば消滅します。

委員会名	定数	所管事項
周南市市民館跡地の施設建設計画に関する調査特別委員会	13人	国の機関の集約化に関すること 文化小ホールの整備に関すること 保健センター等の機能拡充に関すること 駐車場の整備に関すること
まちづくり総合計画策定に関する特別委員会	13人	第3次周南市まちづくり総合計画の策定に関すること
議会改革特別委員会	13人	議会改革に関すること

### 【議会運営委員会】

円滑な議会の運営を期するため、議会運営全般について協議し、意見調整を図る場として設置されています。

委員会名	定数	所管事項
議会運営委員会	10人	議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項

## (5) 議員名簿

(五十音順)

氏名	会派	常任委員会	氏名	会派	常任委員会
あおき よしお 青木 義雄	自由民主党 周南	教育福祉	しまづ ゆきお 島津 幸男	幸友会	環境建設
ありた ちから 有田 力	自由民主党 周南	企画総務	しみず よしまさ 清水 芳将	未来ラボ	企画総務
いもと よしろう 井本 義朗	未来ラボ	教育福祉	つちや はるみ 土屋 晴巳	志高会	環境建設
いわた じゅんじ 岩田 淳司	志高会	教育福祉	ともた ひであき 友田 秀明	幸友会	教育福祉
えさき かよこ 江崎加代子	公明党	教育福祉	にしお たかお 西尾 孝夫	市民の会	環境建設
えんどう しんいち 遠藤 伸一	公明党	環境建設	はっとり たかひろ 服部 恭弥	志高会	教育福祉
かねこ ゆうこ 金子 優子	公明党	企画総務	ふくだ けんご 福田 健吾	志高会	
かわい みわこ 河井美和子	輝	企画総務	ふくだ ぶんじ 福田 文治	輝	環境建設
こいけ かずまさ 小池 一正	公明党	企画総務	ふじい なおこ 藤井 直子	日本共産党	教育福祉
こが ようこ 古賀 洋子	志高会	環境建設	ふじい やすひろ 藤井 康弘	志高会	企画総務
こばやし なおき 小林 正樹	自由民主党 周南	環境建設	ふるたに ゆきお 古谷 幸男	幸友会	企画総務
こばやし ゆうじ 小林 雄二	市民の会	企画総務	ほそだ けんじ 細田 憲司	輝	教育福祉
ささ きてるひこ 佐々木照彦	未来ラボ	教育福祉	やまもと しんご 山本 真吾	未来ラボ	環境建設
さだもと まさや 貞本 昌也	未来ラボ	環境建設	よしやす しんた 吉安 新太	志高会	企画総務
しのだ ゆうじろう 篠田裕二郎	自由民主党 周南	教育福祉	わたなべ きみえ 渡辺 君枝	日本共産党	環境建設

# 議席図

(傍聴席から見た図)

消防長	都市整備部長	建設部長	健康医療部長	こども未来部長	福祉部長
	産業振興部長	環境生活部長	文化スポーツ観光部長	地域振興部長	財政部長
		企画部長	総務部長	副市長	市長

議長	議会議務局長
----	--------

演壇
----

質問席
-----

議会議務局				
教育部長	上下水道局副局長	新南陽総合支所長	熊毛総合支所長	鹿野総合支所長
教育長	上下水道事業管理者	競走事業管理者	モニターポルト	監査委員

10 渡辺 君枝	9 篠田裕二郎	8 小林 正樹
20 藤井 直子	19 島津 幸男	18 有田 力
30 友田 秀明	29 古谷 幸男	28 青木 義雄

7 山本 真吾	6 貞本 昌也	5 小池 一正	4 江崎加代子
17 西尾 孝夫	16 佐々木照彦	15 遠藤 伸一	14 金子 優子
27 小林 雄二	26 井本 義朗	25 清水 芳将	24 土屋 晴巳

3 古賀 洋子	2 服部 恭弥	1 河井美和子
13 吉安 新太	12 藤井 康弘	11 細田 憲司
23 岩田 淳司	22 福田 健吾	21 福田 文治